

(案)

愛媛県総合教育センター清掃及び建築物環境衛生管理業務委託契約書

愛媛県総合教育センター（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、愛媛県総合教育センター清掃及び建築物環境衛生管理業務（以下「委託業務」という。）を別添愛媛県総合教育センター清掃及び建築物環境衛生管理業務実施基準仕様書により乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託料）

第2条 甲は乙に対し、委託料として金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円）を支払う。

（委託の期間）

第3条 乙は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間委託業務を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、金 円とする。
（免除の場合は、「契約保証金は、免除する。」と記載する。）

（代理受領の禁止）

第5条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

（権利の譲渡等）

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあっては、書面により甲の承諾を得たときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部については、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（調査等）

第8条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

（検査）

第9条 甲は、必要に応じて検査を行い、業務が不十分と認められた場合は、改めて当該業務を命ずることができるものとする。

(完了報告及び完了確認)

第10条 乙は、毎月の委託業務が完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に委託業務の完了確認を行うものとする。

(委託料の支払)

第11条 委託料の支払は月払いとし、毎回の支払額を金 円とする。

2 甲は、毎月、乙の委託業務の完了確認後、前項に定める支払額を乙の請求書を受領した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に支払うものとする。

3 甲は、請求書を受領した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受領する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書の内容の不当が乙の故意または重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

(支払及び検査の遅延)

第12条 甲はその責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により、検査期間内に検査を行わない場合には、検査期間を経過した日から検査を行った日までの期間(次項において「遅延期間」という。)の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。

3 遅延期間の日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、第1項の規定に準じて計算して得た額を乙に支払うものとする。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかえに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。
- (2) 乙が納入期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
- (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (4) 前3号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。
- (5) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

3 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、委託料の10分の1を違約金として乙から徴収するものとする。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

4 乙は、第1項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

5 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

（損害賠償）

第14条 乙は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（委託料の変更）

第16条 委託期間において、経済変動その他の状況により第2条に定める委託料が著しく不相当であると認められるときは、実情を調査し、甲乙協議のうえ、書面によりこれを変更することができる。

（契約の効力の遡及）

第17条 この契約の発注者と受注者の電子署名がともになされた日が契約書頭書の履行期間の開始日より後の日である場合であっても、本契約の効力は、当該履行期間の開始日から生ずるものとする。

（契約外の事項）

第18条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則並びに遅延防止法によるものとし、同規則に定めのない事項、又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通

を保有するものとする。

この契約を証するため、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和8年 月 日

愛媛県松山市上野町甲650番地

甲

愛媛県総合教育センター所長 渡邊 弘安

住 所

乙

氏 名（法人名及び代表者名）